

## 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人里曲保育園（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、常勤役員である理事及び監事の報酬の支給について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本規程における役員報酬とは、役員に対し、役員としての業務の対価として支給するものをいう。

(決議機関)

第3条 役員報酬は評議員会の議決を得て、理事長が定める。

(報酬の種類及び金額)

第4条 役員報酬は、原則として、月額報酬とする。

2 月額基本報酬は、次のとおりとする。

理事長

常勤換算し、200,000円以内で払うことができる。

但し、当面の間、無報酬とする。

理事、監事、評議員

当面の間、無報酬とする。但し、施設長は、別に定める職員給与規程による。

付 則

この規定は平成29年4月1日より施行する。

## 社会福祉法人 里曲保育園 旅費・日当規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人里曲保育園（以下、「当法人」という。）の役員、委員、（以下「役員等」という。）の法人業務の遂行に係る旅費・日当の支給に関して定めることを目的とする。

(支給する費用の種類)

第 2 条 費用は、交通費及び日当とする。

(旅費・日当の算定基準)

第 3 条 旅費は、次の各号に掲げるところにより算定するものとする。

- (1) 当法人の会議等に出席する場合の交通費は、当該役員の住所若しくは事務所より会場までの距離等を勘案し、次表のとおりとする。

(交通費額表)

佐久市	500円
小諸市、上田市、東御市、北佐久郡、南佐久郡地域	1,000円
その他の地域 (県外在住者)	10,000円

- (2) 日当は、1業務遂行に定額2,000円を支給することができる。ただし、この場合において当日開催される他の会議出席に係る交通費及び日当は重複して支払わないものとする。
- (3) 当法人の業務遂行のため、4時間以上の時間を要した出張等については、日当1万円及び食事代、交通費並びに宿泊費を支払うことができる。

(補 則)

第 4 条 この規定に定めのない事項について疑義の生じた場合においては、理事長が評議員会に諮り決定するものとする。

付 則

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。